

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和2年 6月30日</p> <p>和歌山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 和歌山県日高郡日高川町皆瀬355番地 氏 名 北村建設株式会社 代表取締役 北村 哲夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0738-56-0234</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>																																																		
事業場の名称	北村建設株式会社																																																	
事業場の所在地	和歌山県日高郡日高川町皆瀬355番地																																																	
計画期間	令和 2年4月1日 ~ 令和 3年3月31日																																																	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																																		
①事業の種類	6 総合建設業																																																	
②事業の規模	元請完成工事高 52,253万円																																																	
③従業員数	11人																																																	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">建設工事</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">分別</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">がれき類 (コンクリートがら)</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">再生処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">がれき類 (アスファルトがら)</td> <td></td> <td style="padding: 2px;">再生処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">廃プラ</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">木くず</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">混合廃棄物</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">最終処分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">再生処理</td> </tr> </table>	建設工事	→	分別	→	がれき類 (コンクリートがら)	→	再生処理					がれき類 (アスファルトがら)		再生処理					廃プラ	→	保管					木くず	→	保管					混合廃棄物	→	保管							最終処分							再生処理
建設工事	→	分別	→	がれき類 (コンクリートがら)	→	再生処理																																												
				がれき類 (アスファルトがら)		再生処理																																												
				廃プラ	→	保管																																												
				木くず	→	保管																																												
				混合廃棄物	→	保管																																												
						最終処分																																												
						再生処理																																												

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルトがら、コンクリートがら、木くず、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の別に分類する。 建設混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものについては、適正に分別することにより、可能な限り削減する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続するとともに、具体的な作業手順を定め、教育、啓発等により従業員および関連会社に周知徹底することにより、すべての者が適正に廃棄物を取り扱える仕組みを設ける。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

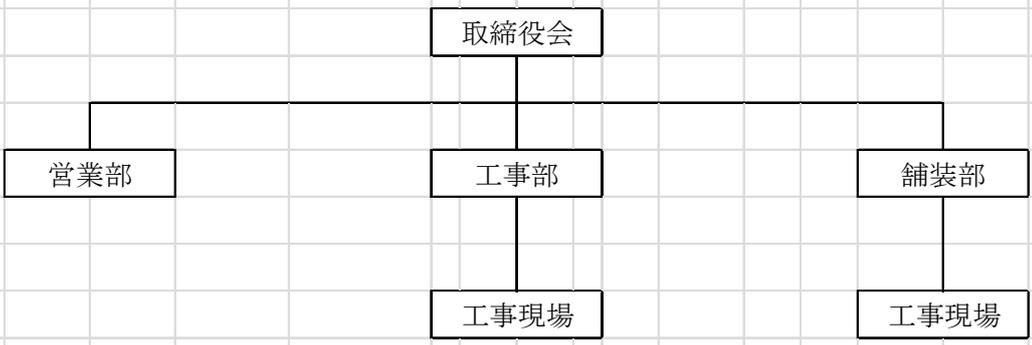
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>これまでに実施した取組を継続する。</p> <p>さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。</p> <p>また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	統括責任者	所属	職名 : 専務取締役
	現場責任者	現場作業所	職名 : 主任技術者
	現場担当者	現場作業所	職名 : 現場代理人
	産業廃棄物 処理責任者		
	廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況) ③再生利用の推進のため委託先の情報収集、ルート確保	
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②作業員及び下請業者への教育、啓発等 ③帳簿の作成 ④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進	
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②分別解体、産業廃棄物の分別、保管業務	

組織図



別紙2

	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート破片)		がれき類 (アスファルト破片)		木くず		廃プラスチック類		がれき類	
排出量	836.95 t	100.00 t	1,087.71 t	500.00 t	314.06 t	250.00 t	0.00 t	2.00 t	0.00 t	10.00 t
全処理委託量	836.95 t	100.00 t	1,087.71 t	500.00 t	314.06 t	250.00 t	0.00 t	2.00 t	0.00 t	10.00 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	836.95 t	100.00 t	1,087.71 t	500.00 t	314.06 t	250.00 t	0.00 t	2.00 t	0.00 t	10.00 t